# 会議録

名称	令和3年度第4回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和3年10月4日(月)午後2時から午後5時40分まで
会場	目黒区総合庁舎政策会議室、オンライン会議
出席者	(委員) 浅田、植野、岡田、前田、宮内、河野、関、金井、斉藤、かいでん、後藤、中村、平谷、塩月、青木、飯塚、五来、永積、藤吉 (区側) 情報政策推進部長、行政情報マネジメント課長、DX戦略課長、子育で支援課長、放課後子ども対策課長、保育課長、土木管理課長、道路公園課長
傍聴者	なし
配付資料	
会議次第	<ul> <li>1 会長あいさつ</li> <li>2 諮問事項</li> <li>(1) ICT実証実験(AI-OCR)の実施に伴う電子計算組織の外部結合について</li> <li>(2) 児童館・学童保育クラブ・ランランひろば・保育所における連絡手段、入退出管理及び写真販売のシステム化並びにファイル交換サービスの利用に伴う個人情報の取扱いについて</li> <li>(3) 放置自転車等管理システムの更改及びクラウド化に伴う外部委託及び電子計算組織の外部結合について</li> <li>(4) 車載カメラによる舗装点検システムにおける個人情報の取扱いについて</li> <li>(5) 道路等の通報システムにおける個人情報の取扱いについて</li> <li>3 報告事項</li> </ul>

	<ul><li>(1)個人情報保護制度の検討の進め方について</li><li>(2)就学支援委員会審議結果の誤送付について</li><li>(3)区立保育園における非常災害連絡簿の紛失について</li><li>(4)住民票コード通知票の誤送付について</li><li>4 その他</li></ul>
発言の記録	別紙のとおり

### 1 会長あいさつ

# 会長

それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第4回目黒区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日の審議会は、先日、緊急事態宣言が解除されたところでございますが、政府が緊急事態宣言解除後もテレワーク推進など、感染防止策を継続するよう、各所に要請しております。また、東京都からも令和3年9月28日付で東京都におけるリバウンド防止措置が発出され、引き続き、人流抑制が求められているという状況にございますので、今回もオンライン会議を原則としつつ、各委員のご自宅等でオンライン環境が整わない場合に目黒区役所に来庁してご参加いただくというハイブリッド型でのオンライン会議といたしたいと存じます。

会議の進行に当たりまして、次の点、お願いがございます。

マイクとカメラは、発言の際にオンにしていただいて、それ以外の場合はミュート、ビデオの停止としてください。お忘れの場合は、事務局でミュートやビデオを停止させていただく場合がございます。

ご発言をいただく場合には、参加者リストに手の形のアイコンがございますので、これを クリックして挙手いただきまして、指名をいたしましたら、マイクとカメラをオンにしてご 発言をお願いいたします。

なお、本日の会議につきましては、会議録の作成に当たりまして、録画・録音をさせていただいております。議事録が確定し次第、直ちに事務局が削除いたしますことをご了承願います。そのほか、オンライン会議の進行に当たりましてご意見がある場合には、進めていく中で、適宜ご発言をいただくか、会議終了後に事務局宛てにご意見の方をいただければと思います。

庁舎での審議会にご参加いただく方は、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、 マスクの着用をお願いいたします。また、説明者は入替え制といたします。

本日の会議時間は、案件が非常に多いということもございまして、いつもであれば4時までとしているところなんですが、本日、諮問事項だけで5件ございます。非常に多くなっておりますので、5時までとさせていただきます。新型コロナウイルス感染症対策の関係で、使用できる会議室も非常に限られておりますので、会議の進行にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

議事の進行に当たりまして、一言お願い申し上げます。限られた時間の中で、なるべく多くの方のご意見をいただきたいと思っておりますので、各委員のご発言は、個人情報の保護に関するご質問等を明瞭かつ簡潔にお願いできればと思います。当然のことですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、事務局から、委員の出席状況についてご報告をお願いいたします。

### 区側

### (事務局から委員の出席状況の報告)

当審議会の委員は21名となっております。定足数は過半数の11名です。本日の出席人数は19名となりますので、定足数の11名を満たしております。

目黒区では、5月1日から10月31日まで、夏期における軽装化で、いわゆる節電ビズを実施しており、原則として上着やネクタイを着用しておりませんので、ご理解をいただければと思います。

会長

それでは、事務局から、配付資料の確認をお願いいたします。

区側

事前に郵送でお送りさせていただいた資料は、審議会資料1から12の本日の諮問関係資料、また、前回の答申文、今回の諮問文、審議会委員名簿のほか、さらに今回は、審議会参考資料1から4も、事前に、9月27日月曜日に郵送させていただくとともに、メールにて各委員に送付させていただいたところでございます。

なお、審議会参考資料についてでございますが、参考資料1、会議投票システムの利用方法は後ほどご説明させていただきますけれども、参考資料2、電子情報処理の委託契約に係る特記仕様書(20210910改定)につきましては、かねてから審議会の皆様にご指摘をいただいておりました特記仕様書を改定したものになりますので、審議会用の青いフォルダにとじていただければと思います。

また、参考資料3、4は、統一する用語の解説を、今回、新たに作成いたしました。そちらにつきましても、本審議会が終わった後に審議会の青いフォルダにとじていただければと 思います。

不足等がございましたら、オンライン会議上で挙手をいただければと思います。大丈夫で しょうか。

会長

ありがとうございました。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

本日は、3時間という限られた時間の中で、なるべく多くのご意見をいただきたいと思いますので、各委員、審議事項につきまして発言する際には、明瞭かつ簡潔にお願いいたします。このことは、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

## 2 諮問事項

(1) ICT実証実験(AI-OCR)の実施に伴う電子計算組織の外部結合について

会長 諮問事項(1) I C T 実証実験(A I - O C R)の実施に伴う電子計算組織の外部結合について、区から説明をお願いいたします。

区側 (資料により説明)(約16分)

会長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。発言の際には、挙手ボタンを押して、マイクとカメラをオンにしてご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、順番にご指名いたします。まず、委員、お願いいたします。

委員 私からの質問ですが、6項目ぐらいあるんですけれども、全部読み上げてよろしいでしょ うか。

会長どうぞ。

### 委員

デジタル化を進めるのに、なぜAI-OCR利用申請書を紙で行うのかということを知りたいです。

そして、紙帳票を一旦画像データ、PDF化する必要があるのか。DX Suiteというものを活用するのであれば、直接、紙データをその装置に読み込ませることができるのではないかと思うので、一旦PDF化する必要はないんじゃないかなと思うんですけれども。

それから、USBメモリを使われるということですが、直接、そのファイルを転送すればよいのではないかと思います。USBメモリを使った場合、データは、いつ誰が削除するのか。

それから、NTT東日本が外注先になっていますが、データセンターに委託するのではなくて、DX戦略課がAI inside社と直接ツール使用契約を結んで、目黒区内でデータを管理できないんでしょうか。そのほうが安くて安全だと思います。

次に、最終的に区内の基幹システムでCSVファイルを管理するように見えるんですけれども、利用課のパソコンに外部から直接転送されることがあるんでしょうか。それとも、別のシステムを介して転送されるのか。このコンピューターの図を見ると、一旦データをAI-OCR用のパソコンのところに取り入れるみたいなんですが、これと基幹系システムとの関わりがよく見えないんですけれども、AI-OCRというのは一時的なものなのか、最終的に基幹系システムで管理するのであれば、AI-OCR用のパソコンというのは必要ないんじゃないかと思うんですけれども。

それから、ちょっと技術的なことですが、DX Suiteというのは、Proを使われるんですか、それとも、Standardを使われるんですか。

会長

ありがとうございます。

それでは、ご回答をお願いいたします。

区側

それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。申請書でございますけれども、今回おつけいたしました別紙 1でございますが、こちらは紙で打ち出してということではなくて、データで送ってもらう ということで考えてございます。

ただ、この申請書につきまして、今まさに委員ご指摘のとおり、区でもデジタル化ということを進めているところでございますので、今後、完全にデジタル化をしていくに当たっては、こういう形態がいいのかどうかということについては、さらに検討が必要だというふうに考えてございます。

それから、2点目でございますけれども、PDF化をする必要があるかどうかというところでございます。こちらはですね、今回、実証実験をいたしますこのAI-OCRの仕組み上、どうしても一旦PDF化をした上で、このAI-OCR用のパソコンから外部に転送するという必要がございまして、各課で持っている紙をそのまま読み込むということができないものですから、どうしても、PDF化をする作業というものがワンステップ入ってしまうというようなことがございます。

それから、3点目でございますけれども、USBメモリを使うということについてのお尋ねでございます。こちらにつきましては、直接、データの転送ができないのかというご質問だったかと思います。結論としては、これは直接のデータ転送ができなくて、USBメモリを使ってやらざるを得ないということがございます。

ただ、資料にファイル共有システムということで記載をしてございます。これは具体的には、税ですとか住民票ですとか、そうした基幹系のシステムを使っているところはファイル

共有システムというシステムを入れておりまして、このシステムを使ってデータを転送することができるので、USBメモリをわざわざ差したりというようなことはしなくていいんですが、基幹系のシステムを使っていない課についてはUSBメモリでデータを転送せざるを得ないというのが今の区の仕組みの現状でございますので、そうしたことをしていくということでございます。

それから、4点目でございます。データの削除についてのお尋ねでございますけれども、 データの削除の時期については、実際の作業が終わり、不要になり次第、速やかに削除して まいります。

それから、5点目でございますけれども、この事業者ですね。NTT東日本ではなくて、別のやり方で、例えば区の内部というような形でやったほうが安く上がるのではないかというご質疑をいただきました。この点に関してなんですが、今回のこのAI-OCRは、あくまで実証実験ということで、効果の測定でございます。DX Suiteを使ったこの仕組みが区の業務に有効であるかどうかという効果測定をしたいということでございまして、実は、この実験自体は、期間を区切って、お金のかからない形で実証実験をしてみるということでございます。これを使ってみて、実際にこれが有用であるというようなことになれば、では今後、有償で、お金をかけてやるのかどうかということについては、別途検討した上で取組をしていくという流れでございます。

それから、6点目でございますけれども、それぞれの利用課のパソコンに外部から直接データ転送されるかというご質問だったかと存じますけれども、本件に関して、各利用課のパソコンに直接データが転送されるということではございませんで、あくまでこのUSBメモリまたはファイル共有システムを使ってデータを移すと、そういう仕組みで考えてございます。

最後、7点目でございますが、DX Suite ProかStandardかということでご質疑をいただいた件でございますが、申し訳ございません、今、手元で確認ができなくて、ちょっと確認をさせていただきたいと存じます。

会長 | 委員、この回答でよろしいでしょうか。

結構です。ありがとうございました。

区側 ありがとうございます。

委員

会長 それでは、次の委員、お願いいたします。

委員 それでは、4件、質問させていただきます。

まずですね、LGWANなんですけども、J-LISが運営するLGWANと、NTT東 日本が運営しているクラウドサービスとの間でどのような契約を交わされているのか、区側 は情報を入手しているのかどうかということが、まず1点。

2番目に、区側が採用しようとしているSaaSのシステムなんですけれども、これと同じものを使っている他区とか他市があれば、教えていただきたいと思います。

あと、このIPSに関しましては、不正な通信を遮断するタイプのものかどうかということなんですけども、遮断するタイプのものである場合に、誤検知が発生した場合には業務への影響が大きいと言われていますけれども、この対応についてはどういうふうに考えているのかということと、最後に、AI-OCRで読み取った個人情報がきちんと読み込めている

かどうかということについて、間違っていないかどうかの確認を含めた実証実験だと思うんですけども、これはどのように確認をするのか、その方法をちょっと教えていただきたいと思います。

会長

お願いいたします。

区側

まず1点目でございます。LGWANの回線についてでございますけれども、こちらはですね、LGWAN回線を使ってNTT東日本と回線で接続をするということでございまして、いわゆるインターネット回線ではなくてですね、LGWAN領域のLGWAN回線を使って接続をするということになってございますので、行政専用のネットワークを使った中での外部結合ということでセキュリティを担保していきたいと、そうした内容になってございます。

それから、2点目でございます。SaaSについてのお尋ねをいただきましたけれども、申し訳ございません、こちらについて、これと同じようなものがあるかどうかというのは、今手元に資料がなくて分からないんですが、今回、私どものクラウドの形態としては、SaaSの形態を使っていきたいと考えているものでございます。

それから、3点目でございます。IPSについてでございます。不正侵入防止システムということについて、これはご指摘のとおり、不正なアクセス等があった場合にブロックをするという仕組みでございます。誤検知があった場合はどうかというお尋ねでございますが、今回、そうしたことも含めて実証実験ということで、まずはやってみたいというふうに考えてございます。実際にやっていく中で、何か不具合とか業務への影響とか、そういったものがあれば、今回は、先ほど申し上げました無償での実証実験ということでやってみるということでございますので、業務への影響等が大きいような不具合とか、そういったものがないかどうかということも含めて実証していきたいと考えているものでございます。

それから、4点目に、読み込みの件でご質疑をいただきました。これもご指摘のとおりでございまして、100%の読み込みということはないだろうというふうに私どもも考えてございます。今、事業者のほうから得ている情報としては、文字認識率と呼んでおりますけれども、紙で読み取ったものをデータに変換する正確性が、製品といたしましては96%以上ということで、データとしては聞いてございます。

ただ、これは、あくまで、相当、帳票のレイアウトにもよってまいります。機械的に読み取りやすい形の帳票とそうじゃないものとかというものもあるというふうにAI-OCRは聞いてございますので、今回の資料でお示ししました幾つかの帳票で実際に読み取りをしてみまして、現物との突き合わせなどをして、どういった帳票であれば100%に近い形で読み取れるのかとか、やっぱり帳票によっても文字認識率に差が出てくるやに聞いておりますので、そういったところも含めて、実証実験の中で確認をしていきたいと考えております。

会長

先ほど、委員から、SaaSの形での他の自治体での採用例があれば知りたいというご質問もあったと思うんですが、その点については、情報はないということでしょうか。

区側

2点目でございますが、申し訳ございません、SaaSについての他自治体での情報は、 現時点で私ども、掴んでいないような状況でございます。

会長

委員、回答はこれでよろしいでしょうか。

委員

追加で質問させていただきたいと思うんですけれども、先ほど、私、1点目で、契約に関

して把握しているのかどうかということについてお答えがなかったので、再度お願いいたします。

2点目のSaaSに関しては、提供されたものをそのまま、ただ使うということでよろしいかどうかの確認です。

それから、4点目の、AI-OCRで読み取ったその個人情報が読み込めているという、 先ほど帳票にも影響があるということだったんですけれども、結局、100%はなかなか難 しい中で、残り数%の部分に関して、やっぱり確認は必要があると思うんですけれども、そ れをどういうふうなことでやるのかということを、もう一回、お願いいたします。

会長

お願いいたします。

区側

1点目でございますけれども、LGWAN回線とNTT東日本との間の契約ということのご質疑かと存じますが、申し訳ございません、ここについて、具体的にどういう契約がされているかということは、私どもは把握をしていない状況でございます。

それから、2点目のSaaSの関係でございますが、こちらはご指摘のとおり、提供されたものをそのまま私どもが使う、事業者側が提供されたものをそのまま使うということでございまして、区側が何かシステムを新たに開発するとか、そういったことはないというのが今回でございます。

それから、3点目でございますけれども、文字認識率は100%にならないという点でございます。こちらの確認でございますけれども、確認というのは、やはり必要になってくるだろうと考えてございまして、このデータの正しさの確認については、今やっております、例えば人間が入力したものであっても、当然、1人が入力したもので完璧かというと、やっぱり人間も間違いをしますので、ダブルチェックであるとか、そうしたことをそれぞれの所管でしてございます。それと同じ形で、AI-OCRで自動読み取りをした場合であっても、それでもうチェックをしないで100%オーケーだということは難しいと考えてございますので、やはり人の目を通してチェックをしていくということは必要で、そういった対応をしてまいります。

会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。 それでは、次の委員、お願いいたします。

委員

よろしくお願いします。4点ほどあります。

1点目が、資料1-1、4の(1)、7の2ポツ目のところに、行政情報マネジメント課のほうが利用目的に照らし合わせて最低限のものとなっているかというチェックをされるということで、とてもいいなと思って見ていたんですけど、ただ、扱うものが帳票以外もあるということなんでしょうか。これは、帳票を利用申請して、それを0CRにかけるということなのかなと思ったんですけどもというのが1点目です。もし帳票以外にないんだったら、逆に帳票の中で過剰な個人情報を取っているようなところがあったら、見直しをしていただけるといいのかなとか、ちょっと余計なことですけど、思いました。

2点目が、資料1-3の人的対策のイの(イ)、②のところで、利用部署が記載の事項を遵守していないと認める場合は停止するということを書かれていますけども、遵守しているかどうかというのは、ログを見ただけじゃ分からないんじゃないかと思いまして、これもすごくいいことが書いてあるなと思いながら、どうやるのかなというところがちょっと疑問で、質問させてください。

それから、3点目、資料1-4の1行目のところで、利用部署ごとにIDを発行しますということなんですけど、これは部門を越えて見れないようにというご説明でしたけれども、逆に、部門の中では共有するということなのかなと思うので、昔だと、パスワードをパソコンに貼っていたりというのは、今、ないんですよ。そういう、誰かに盗まれてしまわないような管理が逆に必要ではないかなと思いますので、その対策はいかがかなというところでお願いします。

最後、4点目は、効果検証は期間を区切ってやりますというお話でしたけども、7項番に 開始時期だけ書いてあって終了が書いていないので、そこはどうなのかなというご質問です。

会長

ありがとうございます。ご回答ください。

区側

1点目のご質問が帳票以外にあるかどうかということでございますが、結論を申しますと、 帳票以外にはございません。ですので、これはご指摘のとおりですね、そもそも帳票に書か れている内容でございますので、基本的には帳票の中に、帳票で使う事業で必要のない項目 が入っているというのは、AI-OCRの話ではなくて、ご指摘のとおり、そもそもの帳票 の話になってまいりますので、今回、直接、実証実験で関わるところではありませんけれど も、やはり今回、外部結合するということがございますので、仮にというか、念のための記 載ということで書かせていただきました。今ご指摘にもありました余分なというか、事業目 的と見て不要な個人情報がもし入っていれば、それが外部結合されてしまうので、そういっ たことのないようにチェックをかけていくという趣旨でございますので、ご指摘のとおり、 帳票自体の問題でございます。

それから、2点目でございますが、人的対策のDX戦略課の取組でございます。遵守していないと認めるときに利用を停止するということで書かせていただいておりますが、ご指摘のとおり、ログを見ただけで遵守をしているかどうかというところについて直ちに分かるということではございませんが、やはり庁内の中の取組でございますので、まずは定期的に処理内容を確認していく、特に私ども利用課でも、こうしたICTツールの利用というのが、まだちょっと、なかなか慣れていないところもありますので、実際にDX戦略課が中心になってですね、様々な形でチェックをかけていく必要もあろうというふうに考えてございます。そうした中で、これも、我々としてはないだろうとは思っていますけれども、それでも、

そうした中で、これも、我々としてはないたろうとは思っていますけれども、それでも、 やはり個人情報を扱うという重大性に鑑みてですね、万が一、遵守していないというような ことが発覚した場合には利用の停止もしますよということをきちんと庁内に明示をしていき たいという趣旨で書かせていただいております。

それから、3点目でございますが、部門内でのIDの管理ということ、これはご指摘のとおりでございます。部門内であってもですね、いろいろな担当がございますので、例えば担当外の職員がそれを盗み見てしまうというようなこと、昨今いろいろ報道等もされているようなところがございますので、その点はまさに委員ご指摘のとおり、その部門内、課の中であっても、きちんと管理をしていく必要がある。当然、貼り出すとか、そういったことはしていないとは思いますけれども、改めて私どもとしても、こういうIDの管理ということについては、改めて徹底を周知してまいりたいと思います。

それから、4点目でございますが、項番の7のところに、開始時期というところで、開始の時期だけしか書いていないというご指摘を頂戴いたしました。ご指摘のとおりでございますが、今、予定してございますのが11月の開始予定ということでございまして、おおむね2か月程度ということで考えてございますので、これをご承認いただいて、11月から予定どおり始めることができれば、11月、12月ぐらいの2か月間での実証実験ということで

考えているものでございます。

会長 委員、よろしいでしょうか。

委員 ありがとうございます。とてもいい取組が書いてあるかなと思いますので、ぜひお願いしますというのと、最後の終了が書いていないところについては、いつの間にか、だらだら何年間も続いていたりみたいなものだと、それはそれでまずいのかなと思いますので、明らかにしていただければと思います。よろしくお願いします。

会長 ありがとうございました。 次の委員、お願いいたします。

委員 3件あったんですけれども、1点目、2点目は、2人目の質問委員の1点目と、それから 先の委員の2点目と同じなんですが、まず1点目、今回のNTT東日本のシステムは、LG WANを使うものだということで、その契約内容が分からないというご説明だったんですが、このたび頂きました用語集の中にもあります、また、前の審議案件でありましたように、これはLGWAN-ASPに位置づけられるのかどうか。LGWANをASPに位置づけられるものであれば、一応きちんとした契約の内容によって、LGWANを利用可になるというものになると思うので、そこの確認をしたいなというのが1点です。

2点目は、先ほどの委員の2点目と同じように、DX戦略課のほうは、個人情報の人的対策で、毎月チェックをしていきますよということなんですが、利用部署についてはセキュリティポリシーを遵守するというだけが書いてあるので、セキュリティポリシーを遵守していただければ、それにこしたことはないんですが、DX戦略課のチェックが毎月ということですと、先ほどのご説明ですと、実証試験は2か月だとすると、1回ないし2回しかないわけですが、やはり即時性がない。やはり常時、利用部署でチェックするということが必要なのかなと思いますので、その辺のところはどうお考えなのかというのが2点目です。

3点目は、そもそも諮問の必要性のところなんですが、こちらの記載の仕方、言葉尻で申し訳ないんですが、1行目の後ろから、クラウドサービスを利用することになり、外部の電子計算組織と結合に当たるということで、クラウドサービスの利用が結合みたいな形で書いてあるんですが、やはりご説明を聞いていると、あくまでもクラウドサービスを利用して、NTT東日本のシステムと結合することになると。だから、クラウドサービスを利用することが結合ということではなくて、結合というのは、それを利用して、さらにNTT東日本のシステムに結合すると、ここを審議してくれということになるのではないかと思うんですが、ちょっと言葉尻で申し訳ないんですけど、審議事項の確認ということで、そこのご説明をいただければと思います。

会長 お願いします。

区側

お答えをさせていただきます。 3 点いただきまして、まず1 点目でございますが、1 点目はご指摘のとおりでございまして、本日の資料の審議会参考資料3 に用語集というものをつけてございまして、この用語集の1ページ目の1の(2)に、LGWAN-ASP(サービス)ということで記載をしてございますが、今回のこの案件、今、ご審議いただいておりますこの本件につきましては、LGWAN-ASPに位置づけられるものでございます。

それから、2点目でございますけれども、チェックの体制でございます。こちらもご指摘

のとおりでございまして、毎月チェック、我々は所管課というか、中心になる課としては定期的なチェックはしてまいりますけれども、今回あくまで、想定としては2か月程度の実証実験をするということでございますので、ご指摘を踏まえて、各課での対策、今は3ページの(2)、イの(ア)で①から④、これはご指摘もいただきましたセキュリティポリシーの遵守等を書いておりますけれども、ここに加える形で、即時性ということでもご指摘をいただきました。きちんとしたチェックをしていきたいと考えてございます。

それから、諮問の必要性ということでのご指摘をいただいた、こちらもご指摘のとおりでございまして、申し訳ございません。資料の作り、表現が、今回は、クラウドサービスを利用することになりと書いてございます。これは今回、クラウドサービスを利用するという事実を書いてしまったということでございまして、ご審議いただきたい内容としてはご指摘のとおり、事業者であるNTT東日本、これがAI-OCRのツールの提供事業者でございます、DX Suite</code> の提供事業者でございますので、こちらと結合をするということについてのご審議をいただきたいという内容でございます。

会長 委員、よろしいでしょうか。

委員 分かりました。結構です。

区側 ありがとうございました。

会長 そうしましたら、挙手ボタンを下げていただいてよろしいでしょうか。 それでは、次の委員、お願いいたします。

委員 こんにちは。いろいろ、今まで出た委員の方と同じような疑問点を持っておりましたけれ ども、2つだけお伺いしておきたいと思います。

今回、実証実験という形でありますけれども、私も期間がどのくらいなのかなということを気にしていたんですけれども、2か月ぐらいということですが、実証実験で、ある程度の効果があるというふうに分かったときには、本格導入というのは、いつからの想定であるか。あるいは、その想定は全くまだないということなのか、その点について1点です。

それから、2点目は、先ほどから何回かお話も出ているんですが、業務効率化の効果を検証するということですが、その業務効率化というこの効率の重点の置きどころというのがどこにあるのかなということをお伺いしたいんですね。つまり、時間的に早くなるというふうに思っているのか。まあ時間的に早くなるといっても、もう1回検証するということではありましたけれども、その時間的なことなのか。あるいは、正確性ということで効率的なことが上がるということなのか。あるいは、誤作動というようなものがどの程度であると、これは使えないというふうに判断するのかという、その効率の基準というか、どこに重点を置くかとか、その辺りのところをお伺いしたいと思います。この2点です。

会長お願いいたします。

区側 お答えをさせていただきます。まず、今回は実験という扱いでございますが、この実験を 実証した後の本格稼働ということでございます。本格稼働の時期については、今の段階、今 この時点の段階では、具体的にまだ、いつからというところは持っていない状況でございま す。 この実験をやってみた、2点目ともひょっとすると絡んでくるかもしれないんですが、私 どもで実際にやってみて、単純に使えるか使えないか。使えるとしても、有償となったとき に、お金がどれぐらいかかるかという費用対効果も、当然、区としては考えていく必要がご ざいます。

これは2点目とも絡んでくるかと思います。業務効率化の重点をどこに置くかということで、時間なのか、正確性なのか、誤作動なのかということで挙げていただきました。私どもとしては、今、挙げていただいた全てが対象だと思っています。時間的には早いけれども、正確性が駄目だったら使えないよねとかという形になるので、基準というご発言もございましたが、今の段階で、例えば正確性が九十何%以上だったら採用というような基準は、今、私どもはまだ持っていない状況でございます。

実際に使ってみて、どれぐらいの正確性、どれぐらいの時間の短縮があって、それに実際に機器を導入するときに幾らかかるのか、それだけお金をかけて、この時間の短縮で見合うのか、そういったものをトータルで考える必要があると思っておりますので、実証実験はやってみますけれども、その検証にどれぐらいかかるかというところが、今、まだ具体的なスケジュールとしては持てていないような状況でございますので、まずはやってみたいというところで考えているというのが現状でございます。

委員 分かりました。ありがとうございます。

区側 ありがとうございます。

会長 大分、皆さんからたくさんのご質疑をいただきました。ほかの方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。オンライン会議の投票システムを利用して行います。

前回使ってみたところではありますけれども、お忘れになっているといけませんので、事 務局から改めてご説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

区側 (事務局から投票システムの説明)

会長 ありがとうございます。

それでは、投票機能を利用した採決を行います。3分間時間がございますので、その間に、 賛成か、反対か、ご回答をお願いいたします。

それでは、お願いします。

(投票)

会長 | 採決の状況を教えてください。

区側 ありがとうございました。

(2)児童館・学童保育クラブ・ランランひろば・保育所における連絡手段、入退出管理及び写真販売のシステム化並びにファイル交換サービスの利用に伴う個人情報の取扱いについて

会長

次に、諮問事項(2)児童館・学童保育クラブ・ランランひろば・保育所における連絡手段、入退出管理及び写真販売のシステム化並びにファイル交換サービスの利用に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。

区側

(資料により説明)(約9分)

会長

ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。 質問、回答とも、諮問内容について簡潔にお願いいたします。

委員、お願いいたします。

委員

まず、資料2-1のこのS a a S のところなんですけれども、これもカスタマイズなしのものをそのまま使うかどうかということと、これについて、他区とか他市で使っているところがあれば教えてください。

あと、資料2-3ページの、例外的に返信によらず個別に配信する場合は、必ず複数人による宛先のダブルチェックを行うというふうにありますけれども、この間、文教子ども委員会でもかなり報告されています誤送付がかなりありまして、ダブルチェックを行うといいながらも、その後も誤送付が続いています。どのようにこれを担保していくのか確認をさせてください。

資料2-4の情報セキュリティ対策なんですけれども、このセキュリティワイヤーで固定し、盗難防止対策を行うとありますけれども、これ以外の端末がもし盗難や紛失した場合のセキュリティ対策は、資料2-5に書かれていますMDMによる資産管理とか、ウェブフィルタリング、遠隔消去を行うというふうに書いてありますけれども、このような対策を行うとなっているとは思いますが、仮にこの端末自体が盗難もしくは紛失した場合に、ネットワークに接続できていない場合でも、遠隔消去ができるのかどうかお伺いします。

あと、資料2-8の別紙1ですけれども、インターネットと保護者の間の接続のやり取りですけれども、セキュリティ対策についての関係に関してはいかがかどうかお聞かせください。

会長

お願いいたします。

区側

まず、1点目のカスタマイズですが、基本的には、しない方向で考えています。過去の利用実績なんかもありますので、そうしたものに運用方法を合わせるという考えでございます。

2点目の個別配信の誤送信につきましては、これはメールを送るときにですね、一旦、確認のためにワンクッション置くようなシステムになっているのが結構多うございまして、そうしたものを使うときに、誤送信がないようにダブルチェックをやるということで、あとは、研修とか、そうした中で担保していきたいと考えてございます。

それから、セキュリティ対策で、ネットワークに接続していない状態のときに、MDMと か遠隔消去ができるかという話ですけれども、裏の、物理的に例えば電源が入っていなくて、 そんな状態にあるものをインターネット経由で操作はできませんので、それはできないとい うことで考えています。もし万が一、こうした管理をしていなくて、あるいはしていたにもかかわらず、保育園が侵入に遭って、タブレットが盗難に遭ったという状況で持っていかれちゃったときに、そのタブレット自体を何ら利用する意図もなく、電源も入れずにしまわれちゃっているような状態にあるものについては、これは無理だというふうに考えてございます。

会長 委員、いかがでしょうか。

委員 すみません。4点目の回答がないことと、1番のカスタマイズがないということですけれ ども、どこか他区とか他市が使っているかどうかの確認をしたいということで、回答があり ませんでしたので、もう一度回答をしてください。

あと、先ほど2番目の誤送信に対して、繰り返しになってしまうんですけれども、ダブルチェックをするといいながらも誤送付が続いているんですけれども、それを例えばトリプルチェックにするのか分かりませんが、それを間違わないように、もうちょっと上のレベルで確認していく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

会長はい、お願いします。

区側 では、さっきの他区の実績のほうを先に、まず、他区でいえば、都内でいえば、都内というか、東京都でいえば、品川区、江戸川区、三鷹市などが導入しているのは把握してございます。あと、関東近辺では幾つかの自治体が、埼玉県、神奈川県、千葉県などで入れてございまして、私どもが幾つか検討をして、情報をいろいろいただいている、参考にさせていただいている業者の1つでは、23の自治体で530施設の導入実績があるというふうなことも聞いてございます。

すみません。4点目をもう一度、質問を早口で聞き取れなかったところを。

会長 委員、先ほどご自身が4点目という形でご質問された内容を、もう一度質問してもらっていいですか。

委員 資料2-8ページの別紙1ですけれども、インターネットのクラウドサービスと保護者が接続する間の通信に関しまして、このセキュリティ対策について大丈夫かどうか、どのような対策をしているのかお伺いしたいということです。

区側 資料2-5の(3)の技術的対策のところをご覧いただきたいと思いますが、タブレット 端末以外につきましては、多要素認証とか、端末利用者を特定するとともに、いわゆるSS L通信を使用することと、あと先ほどの機器等の接続制御とか、ウェブフィルタリングを行うという内容でございます。

あと、IP制御といいまして、資料に記載ございませんけれども、事前登録した以外のIPアドレスからもアクセスを制御するとか、そういったことも考えております。

会長 委員、いかがでしょうか。

委員 2番の先ほどの質問に答えていただいていないんですけれども、ダブルチェックの話なんですが、もう一度お願いします。

区側

基本的には、ダブルチェックで誤送信がないようにするということを前提に考えてございます。それについては、繰り返し研修と訓練を実施することで対応してまいりたいと。それをトリプルにしたからということで、かなり誤送信は確かに減るとは思いますけれども、そうすることで、今度、逆に、保育園とか学童の職員の負担とのバランスも考えなきゃいけませんので、情報につきましては、特に一斉通信じゃなくて、個人とやる場合には、きっちりとやっていきたいということでございます。

それから、先ほど、遠隔消去は駄目だという話でしたけれども、紛失した場合には、その端末のID自体を、このシステムとは使えないようにするという制限は可能です。

会長

委員、いかがでしょうか。

委員

ダブルチェックの話なんですけれども、ダブルチェックをするといいながらも、ずっと何件か誤送信が続いていますよね。今、言われたことでは、担保するとはとても言えないと思うんですけれども、それ以上に何かするべきだと思うんですが、それについて伺っているんですが、もう一度お願いします。

区側

例えば緊急にその方個人に連絡しなきゃいけない場合、例えば急に具合が悪くなったとか、そういう時間的なものとかといったものもありますので、しかも、職員が、そんな常時3人、その場にいて、ほかの子どもたちを見ないなんていうことがあってはなりませんので、やはり子どもたちを見ながら、そういう大事な緊急通信もしなきゃいけない。そこら辺を考えると、何度も言いますけれども、ダブルチェックで、その代わり、それを研修とか、そういう教育の中で、あるいは運用訓練の中で対応を担保していきたいと。

結局、トリプルチェックをやることで人手が取られて、その間に、また別な保育所のリスクが生じる、そういったこともやっぱり考えないといけないというふうに考えてございます

会長

委員、いかがでしょうか。

委員

ちょっと納得できませんけれども、取りあえず、これで結構です。

会長

ありがとうございました。

これは私個人の話なんですけれども、個人情報の保護、区で誤送信の問題は、非常に今日のここでも上がっていますけれども、これは軽視してはいけないと思います。もちろん保育園、児童館等で、児童の問題も大事なんですけれども、個人情報の問題も大事です。ダブルチェック、トリプルチェックが人的に難しいというのであれば、この業者との関係で、システム上、例えばワンクッションとか、送信ボタンを押したら直ちに送信するのではなく、送信ボタンを押しても、例えば一旦取消しができるとか、そういう確認ができるような制度、システムを、人的に難しいのであれば、システム的な対応ができるかどうかというのは、ぜひご検討いただきたいと思います。

区側

一応、想定しているのは、ワンクッションあるといったところは、先ほど説明したとおりでございます。

会長

それはぜひ確認して、可能であれば制度に、予算の問題等あると思いますが、取り入れて

いただければと。

区側

はい。

会長

それでは、たくさんお手が挙がっているんですけれども、また順番に指名してまいります。 次の委員、お願いいたします。

委員

ありがとうございます。1点だけです。先ほどのご質問であったところなんですけれども、 保護者とのやり取りがどういうやり取りなのかというのが分からなくて、逆に質問なんです けれども、求めに応じて返信をするという形になっていますけれども、結局、やり取りはメ ールのやり取りということなんでしょうか。

会長

お願いします。

区側

いろいろなケースが考えられます。まずは、保護者のほうから連絡が来る場合というのは、例えば、お迎えの時間を早くしますとか、もともと予定だった時間を変更しますとか、そういった連絡が来た場合に、それをいただいて、そのまま何もしないんじゃなくて、分かりましたというような、お互いに確認をするといったやり取りもありますし、先ほど言いましたように、急に具合が悪くなったとか、そういったことで保護者にお迎えに来てくださいとか、それは通常、電話でするんですけれども、プッシュ通知みたいなのだと、仕事中だと気づかないこともありますので、まずは電話ですけれども、その電話に出られないときに、どういった内容だったのかというのを、保護者のほうは電話でしか、今は連絡取れませんけれども、そのプッシュ通知があれば、例えば移動中であっても、車を路肩に止めて、そこで、こういうことだったんだといってご連絡したりとか、そういうのができます。いろいろな保護者側からの連絡したいこととか、こちらから連絡したいこと、あと電話を補完する機能、そういったものをいろいろ想定してございます。答えになっているかどうかあれですけれども。

会長

委員、いかがでしょうか。

委員

そのクラウドサービスのサービス自体がつかめないなと思っていたので、そのやり取りが、結局、メール送信機能というものなのかなというふうにも見て取れたので、そこの質問だったんですけれども、そういうのはメールの場合、ウイルス感染したものが保護者から飛んでくるというのもあり得たりするので、そういったことに対する対策とかも必要になってくるかなというあたりがちょっと気になっての質問でした。やっぱりサービス自体の機能の話になってしまうかもしれないんですけれども、ちょっとそこを聞きたいと思っての質問でした。

区側

メールとは違いまして、SaaSということで、業者側がアプリケーションを用意したものにアクセスして、そこでデータのやり取りをするというような形ですので、メールと一緒にウイルスが来るとかといったことは想定されないような、安全性といいますか、そういったことはないと思っております。イメージとしましては、LINEだとか、ああいうようなものに近い感じになるかと思います。LINEのサーバにメッセージを送って、それを受け取った側がまた見るみたいな感じになると思います。あまりいい例じゃなかったかもしれませんが。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

それでは、次の委員、お願いします。

委員

4点、お願いいたします。まず、1点目は、資料2-2、取り扱う個人情報等というところでの(1)の表の中で、児童館、それから学童保育クラブで、園児等を除くというふうに書いてあります。児童館や学童保育クラブでの在籍している園児の方に関して、保護者の方と連絡を取ることがあるのではないのかなと思うんですが、ここの園児を除いているというのがよく分からないので、ここをご説明いただければというのが1点です。

2点目は、先ほどの委員の質問にも関係するんですが、緊急時のとき、(2)のエですね。 緊急時のときには、必ず複数人による宛先のダブルチェックを行うと書いてあるんですが、 実は、これは前の案件でも同じことを言ったんですが、その上のウの場合、保護者からの求 めに応じて児童館等から返信する場合、これも、やはりほかの人に行っては困るものではな いのかということで、来たものにそのまま返信するから、システム的に問題ないのかどうか はちょっとそこは分からないんですが、とにかく、ここのところも、やはりダブルチェック をする必要があるのではないのかと、これが2点目です。ダブルチェックのレベルの問題は、 先ほど議論がありましたけれども、エだけではなくて、ウの部分も、そういう誤送信の心配 をする必要があるんじゃないかというのが2点目です。

3点目は、資料2-5、こちらの真ん中の方のカ、保護者の同意ということで、児童等の個人情報というふうに書いてあるんですが、保護者の方の個人情報の取得、利用については同意を得るということはしないのかどうか、ここのところが3点目です。

4点目は、極めて細かくて恐縮なんですが、資料2-9の右のほうに枠がございまして、サービス利用に伴う情報の流れの2、一番最後のところで、安否確認があります。この2の項目は、児童館等から保護者等への一方通行になっています。安否確認は、当然のことながら、児童館等から保護者のほうへ行ったら、保護者のほうから、それに対する回答がないと成り立たないのかなと。したがって、下のほうの3の中に入れるべき項目かなと思えるんですが、そこの点はいかがでしょうかというのが4点目です。

会長

お願いいたします。

区側

まず、1件目の園児を除くというところですが、これは基本的に、園児が直接、送受信の対象となるということではなくて、あくまで保護者とやるという意味で、園児等を除くというふうに記載しているものでございます。

それから、2点目、ウの保護者からの求めに応じてのダブルチェック、これは基本的に保護者から来たものを返信するということなので、そこについては、即時に返ってきたものについては、そうですとか、簡単なものに関しては、そのまま個人を特定して表示されていますので、その個人について返すということですので、誤送信のことはシステム上ないというふうに考えてございますが、一旦、別なことをやって、調べて、それから送信するということになれば、これは保護者の求めからであっても、エと同じようにダブルチェックをしないと、改めてその個人を特定して開くわけですから、そこはおっしゃるとおり、ダブルチェックは行う必要があると思います。

それから、同意の件ですけれども、保護者の情報についても同意は、ご指摘のように、いただく必要があると考えております。

最後、4点目は、これは図の、確かにおっしゃるとおり、双方向じゃないと、安否におい

て確認が取れませんので、3のほうに安否確認なんかは入ると思います。それから、図のほうで、区役所からインターネットに行くもので、区役所のほうに一方通行の矢印になっていますけど、これもほかと同じように、区役所のほうにも情報が来るような矢印の三角が、これがちょっと資料から抜けていますので、訂正させていただきます。区役所のほうにも矢印が来るということになります。

会長 今は、資料2-9の区役所のところの矢印も双方向になるよう訂正するということですね。

区側 そういうことです。

会長 ありがとうございます。 委員、いかがでしょうか。

委員 1点目がよく分からなかったので、もう一度説明していただいていいですか。

会長 では、もう少しかみ砕いて説明していただいて。

区側 先ほどと若干異なる説明になってしまいましたので申し訳ないんですが、訂正も含めまして、(1)の子ども施設ICTシステムの対象の4段目のところに、保育所に在籍する園児ということの情報を取り扱うということで、対象者として組んでございます。児童館の利用者の中には、保護者とともに児童館のほうに行く未就学の方もいらっしゃいまして、その中には、ここの4段目の園児と重なってしまう方がいらっしゃるので、その意味で、一番上に関しては対象人数から除いてありますという内容になります。そういったことで、人数のところの重複を防ぐという意味で、表のほうを整理しているというところでございます。

会長 委員、よろしいでしょうか。

委員 そうすると、統計上の数字を、要は、取り扱う園児の人数をダブルカウントにならないようにするために外してあるということであって、当然、児童館や学童保育クラブに在籍する園児の方は、児童館、学童保育クラブは、必要に応じて、保護者の方へ、ちゃんとこういうシステムを使っていかれると、こういう理解でよろしいでしょうか。

区側 おっしゃるとおりです。

委員 分かりました。それでは結構です。

会長 ありがとうございました。 それでは、次の委員、お願いいたします。

委員 私のほうからは2点です。この間の前回の審議会での内容と重なると思っているんですけれども、前回、区立小中学校、幼稚園、こども園と保護者等間における連絡手段のデジタル化に関わる個人情報の取扱いについて、この審議がされましたが、その他の同様の施設にも波及するという可能性があることを考慮して、基本的に、この内容が一致していれば、同じものとしてまとめて審議ができなかったのか。どこかから、こういう状況が出ると、そのた

びに同じようなことを審議してですね、二度手間になっているような気がするんですけれど も、その点が1つです。

それから、資料の2-14から16の標準仕様書なんですけれども、これは3回のときに頂いた資料と比べると、条項の番号が違うんですね。そうなると、一体、この標準仕様書というのはどういうふうにして管理されているのか。ちょっと全体が見えないので、度々変わってくるものなのか。もう少しその辺の文書管理として徹底して、番号を統一するなり、改訂履歴を添付するなり、前後関係が分からなくて、条項の番号が狂ってしまっているというのは、それでいいのかどうか、ちょっと疑問だったので、その2点をお願いします。

区側

では、まず1点目ですけれども、確かに、区立の小中学校等の双方向の連絡システムは一緒に検討はしていたんですけれども、教育委員会のほうが既に見守りメールシステムというものをやっていまして、それが一方通行だったものですから、これを双方向に変えるということで、やはりコロナの中で急がなきゃいけないということで、先にやらせてもらいたいと。逆に、教育委員会の学校のシステムのほうは、入退室の管理だとか、そのほか、今回こちらで入れるいろいろな機能といったものは要らないということで、これは内容的にちょっと違うということで、先に進めたと。逆に、子育てのほうは、そういったシステムをそもそも調達するために、区がどういったものを入れているのかとか、そういったものをきちんと調べて、どういったセキュリティ対策だとか、情報を扱っているのか、そういったことを検討していることで、審議の時期が遅れてしまったということでございます。

ですから、もし時間がもうちょっとあるのであれば、大きなところは変わりませんので、 そこで一緒にできたのかなとは、委員おっしゃるとおりでございますけれども、子育て部門 がちょっと検討に時間を要してしまったために、同じタイミングで審議に提出することがで きなかったということでございます。

区側

それでは、2点目について、委員ご指摘の特記仕様書の条文が、前回の審議の案件と違う じゃないかというご指摘のところでございますが、今回、特記仕様書については、同じ条文 でずっといくのが通例かとは思いますが、今年度に入りまして、審議会の皆様からご意見を 賜りまして、特記仕様書に表現の一部揺らぎですとか、もう少し精査したほうがいいのでは ないかというご意見も賜っていたところです。

今回、審議会の参考資料 2 に、電子情報処理の委託契約に関する特記仕様書をつけさせていただきまして、審議会委員の皆様からいただきましたご意見を基に、9月10日に全面的に今回改訂をさせていただいたというところでございます。この改訂に伴いまして、今までにあった条文が少し後ろ倒しになっているところがございまして、同じ番号でも違う条文になっているという状況になっています。

今後、条文の改正をする必要性がある場合については、そういった比較検討ができるようにというところも考慮しながら、条文のつくりはつくっていきたいなというところで、ご意見として賜りたいと思います。状況としては、そういう状況でございます。

会長

委員、いかがでしょうか。

委員

結構です。ありがとうございました。

会長

それでは、次の委員、お願いいたします。

## 委員

ありがとうございます。3点伺います。

1点目、子ども施設ICTシステムについてです。その中で、施設と保護者間の連絡についてなんですけれども、この施設と保護者間の連絡は、多分、LINEですとかチャットのような、それに似たような形のシステムになるのかなと想定しているんですが、先ほど来、ほかの委員からも、誤送信を避けるためにということが度々話題に上がっていたと思います。それに対する区側の回答で、チャットが保護者の方から送られてきたときに、普通だったら、そのまま返信をしてしまいますけれども、例えばほかの資料を開いて調べて、もう一度チャットの画面を開いて送るというときにはダブルチェックもというようなご趣旨のお答えがあったのかなと思っています。

チャットを送信する場面というのを考えてみると、例えば、私なんかはLINEを送信する場面というのを思い浮かべてみたら、一々、保護者の方に送るときにダブルチェックを行うとは到底思えない。特に施設のほう、保育園とかの先生がチャットを開いて送るときに、ほかの先生方に、誰々さん保護者で合っていますかという確認を一々取っている暇があるとは到底思えなくて、例え区がそうするように指導したとしても、それが徹底するとは到底思えないんですね。

ですから、例えばLINEとかですと、一度送信したメッセージについて、送信取消しのボタンを押せば、相手の目に入る前に送信したそのメッセージを取り消すというような機能が備わっていたりしますけれども、今回のアプリケーションについて、そういった機能を入れることができるのか。まだ契約前だと思いますので、今時点でそういう機能について盛り込むようなご想定をされていらっしゃるのか、1問目伺います。

それから、2問目、同じく子ども施設ICTシステムについて、資料2-6でスケジュールが示されております。このスケジュールを見てみますと、施設の種類によって、契約時期が大分ばらばら、時期がずれているのかなと。そうなると、そのシステムというのは、児童館、学童と、それから、ランランひろば、保育所で、契約時期は違いますけれども、同じ業者の同じアプリケーションを導入するという想定なのか。それとも、1個1個個別に区が示す仕様の中で、業者を個別に選んでいくということなのか教えてください。

最後、3点目ですが、今度は、ファイル交換システム、施設と区役所とのファイル交換システムについてですけれども、資料2-4の一番上ですね、カのところで、区と児童館等との間のファイル交換、こんな項目をやり取りしますよと書いています。この④で、その他の情報ということが入っているので、それ以外にもいろいろな情報が含まれ得るのかなということも思っているんですが、これについて、この項目というのは、要は、従来も園と区役所との間で手渡しですとかメール等で、もう既にやり取りされていた情報を、ただ単にファイル交換システムに置き換える、アナログをデジタルに置き換えるということなのか。それとも、例えば、よく保護者の方から伺うご意見として、一度、区役所に出した申請書類とかを、もう一度同じ趣旨のものを今度、園にも出さないといけないとか、二度手間がかかっているから、そこは共有できませんかと聞かれることもあるんですけれども、今まで共有できていなかったような情報も、今回のファイル交換を使って交換できるようになるというものなのか、以上、3点お伺いします。

会長

お願いします。

区側

では、まず1点目ですけれども、仮に誤送信してしまったことがあったとして、それについて取り消す、削除するという機能は、標準的についているというもので、今のところ、考えております。

スケジュールのことですけれども、時期がずれているということもありますけれども、例えば写真販売なんかについては、児童館と学童だとか、あるいはランランひろばは、特段この機能を使うということは想定していませんので、そういった意味では、結果的に同じになるかもしれませんけれども、事業者選定の時期もずれることと、それぞれの必要となる機能が、それぞれ若干異なっている部分もあります。あと、経費ですね。結局、児童館、学童でいえば、らんらんも入れると60を超えるような施設数になります。そうしたところで、使わない機能がセットで、例えば使っても使わなくても幾らだというそういうシステムにするのか、あるいは、もう使わないのは分かっているんだから、機能は同じでも、そこがないようなもので、もっと安いものにするか、そこは業者選定の中で考えていきたいと。基本的には、今のところ想定しているのは、多分、別なシステムになるのかなというふうには思ってございます。というのも、そうした見積りをしていく中で、そういう機能がない、写真販売の機能なんかないものについて、やはり相当の価格差がありますので、そういったことで考えているところでございます。

最後、ファイル交換に関しましては、基本的に今現在やっているもの、紙でのやり取り等、例えば役所との交換だとか、そういったものでやっているものが、ファイル交換サービスの対象になるというふうに考えてございますが、委員がご指摘のように、例えば1つ出したものを、園と区役所の主管課とで共有するとかといったものについては当然できますので、そういった対応によって、より保護者とかそういった方の負担軽減になるのであれば、そういったものも対象として考えていきたいというふうに思っております。

- 会長 委員、いかがでしょうか。可能であればカメラをオンにしていただけるとありがたいので すが。
- 委員 一番大事な1問目の最後の部分を、私、聞きそびれてしまったんですが、取り消すような 機能は標準的についているというお答えだったでしょうか。そこだけ確認させてください。
- 区側 繰り返しになりますけれども、私どもが今のところ検討している、他区で導入実績のある システムに関しましては、そういった機能があるというふうに確認してございます。
- 委員 ありがとうございました。
- 会長 よろしいでしょうか。 またお手を挙げていらっしゃるようなので、委員、もう一度お願いします。
- 委員 度々申し訳ない。1点だけ、前回も審議会の中で話があったときにもちょっと申し上げた んですけど、やっぱり誤送信の問題でという話も指摘されていましたが、やっぱり初期の登録するときの本人確認とかをちゃんとやっておいて、その上で登録された端末なりアカウントでやり取りするというところが大事なのかなと思うので、初期の本人確認でですね、なりすましというか、いいかげんなことをやってしまうと、ちょっとまずいことになるんじゃないかなと。前回も、そこを注意していただきたいというお話を申し上げていたんですけれども、言い忘れたのでお伝えした次第です。
- 区側 初期の登録が、ほかの人と交差したりとかしないように、しっかりとその辺は対応して、 確認をしながら登録について進めていきたいと考えてございます。そのためにも、保護者へ

の丁寧な説明と、あと分かりやすい資料、そういったものをきちんと用意して進めていきた いと考えてございます。

委員 よろしくお願いします。

会長 委員、挙手ボタンが一瞬出て消えましたけど、よろしいですか。

委員 単純な質問を含めてなんですけれども、1つはですね、資料2-5のキのところ、データ の保管期間とありますね。①の子ども施設ICTシステム、この中で、保育所は卒園後6年、 ほかは1年なんですけれども、これは6年保管するという形になっていますが、ここは何か 意味合いがあるのでしょうかというのが1点です。

それから、もう1つはですね、このシステム等に関して、先ほどもお話あったか分かりませんけれども、標準仕様書からの加除修正事項というのが、資料2-14のところにありますね。これと同じシステム関係のところなんでしょうけれども、これも後で回答いただけるかどうか分からないんですが、次の第3のところ、資料3ですね。放置自転車、そこのところでも、同じく標準特記仕様書からの加除修正事項というのがありまして、ほとんど内容は一緒なんですけれども、組み方とか、それから入っている条項が違うとか、そういう形がありまして、ここの関係は、どういうつくりになっているのかなと。ここではなくても、後のところでの回答でも結構なんですけれども、その2点を確認させていただきたいということであります。

会長 では、まず、お願いいたします。

区側 では、まず1点目、お答えいたします。この中、保育の部分だけ、保存期間が卒園後6年 というものがございます。これは保管する条項の中に、小学校をご卒業するまで6年間保管 すべきという条項が入っておりますので、その関係上で、最長6年という形になっているも のでございます。

区側 2点目の諮問事項3と本件の標準仕様書からの加除修正の事項の差異があるということに ついてでございますが、各システムで必要となる条項を適切に選んでやっている、加除した り修正したりということがございまして、まず、システムの状況を踏まえて、導入しようと しているものの中身を踏まえて選ぶというようなことになっていますので、どうしても差異 が出てきているということがあります。本件についても、そういった状況で差異が出ている ところですので、何とぞご理解をいただければと思います。

会長 よろしいでしょうか。ほか、よろしいでしょうか。 それでは、投票機能を利用した採決に移ります。

投票の仕方については、先ほどご説明したとおりでありますので、これから3分間の時間の間に、賛成か、反対かのご回答の投票をお願いいたします。画面に、投票を開始しますという表示が出てまいりますので、はいを押していただきますと投票できるようになります。それでは、開始いたします。

(投票)

会長 全員、投票がお済みだということですので、事務局のほうで採決の状況をお伝えください。

区側 賛成18、反対ゼロです。

会長 ありがとうございます。 賛成18名でございますので、本件諮問について承認とさせていただきます。 ありがとうございました。

(3) 放置自転車等管理システムの更改及びクラウド化に伴う外部委託及び電子計算組織の外部結合 について

会長 続きまして、諮問事項(3)放置自転車等管理システムの更改及びクラウド化に伴う外部 委託及び電子計算組織の外部結合について、区から報告をお願いいたします。

区側 (資料により説明)(約9分)

会長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。 委員、お願いいたします。

委員 2点質問いたします。

資料3-5の、様々な情報のデータの保存期間について教えてください。

あと、資料3-6で、エにあります売却とか廃棄情報など、必要なくなった情報はどういうふうに削除されているのかを確認するのか、教えていただきたいと思います。

会長 お願いします。

区側 データの保存期間でございますが、放置自転車につきましては撤去保管料を徴収してございます。そうしたところから返還に要する情報の基準に準じまして、5年間の保存としてございます。

2点目、データ削除でございますが、データ構築をする業者をこれから選定してまいりますが、毎年、年頭は構築業者に削除を委託するということで、削除の方法につきましては業者と区の間で管理規約等をつくりまして、その中で管理している運用でございます。

会長 いかがでしょうか。

委員 5年間保存するとなると、例えば、同じ方がまた放置自転車で持って行かれることになったとき、5年経ってからまた同じ方がやった場合は、そのデータを復活させるのか、また改めてデータを入力するのかというのは、どちらでしょうか。

会長 お願いします。

区側 5年の間に同じ方の自転車を撤去するケースはございます。取りに来た方につきましては 返還してございますので、返還が終わった時点で今回のデータを保存する理由はなくなります。また改めて同じ方が放置されて撤去をした際には、撤去場所、撤去日時等も記録していますので、そういったことから改めてのデータ入力になります。

委員

ありがとうございます。

会長

それでは次の委員、お願いいたします。

委員

細かくて申し訳ないんですが、資料3-9と3-10、仕様書の点です。

特記仕様書については見直ししていただいて、ありがとうございました。本件について第6条の(4)と第24条の3、これはいずれも右側の枠に書いてございますように各社がクラウドサービスを利用する場合は追加するというふうになっています。その規定ぶりがちょっと統一したほうがいいんじゃないかという意見なんですけれども、第6条の(4)は追加すると言っていながら利用する場合のみという形になっているので、これは「のみ」が入っているとなりますと、そもそも初めから入れていいんじゃないかと、こういう規定ぶりです。第24条の3は「のみ」がありませんので、クラウドサービスを利用する場合はこれを追加してやるんだと、こうなっていると思うんです。どちらがいいのかというのは甲乙つけがたいんですが、第6条の(4)と同じように、適用されるのはクラウドサービスを利用した場合のみというものを第24条の3にも入れて、利用者が利用するかしないかにかかわらず、この特記仕様書はこれを加えるというほうが素直なのではないかと、こういう意見です。

もっと細かい点で、すみません。第6条の(4)の括弧書きの終わりに括弧がありません ので、多分、一番最後だと思うんですが、そこを加えておく必要があります。

あと、特記仕様について第24条の2及び第24条の3、見出しをつけるのかつけないのか。頂いたものは見出しがついていないんですが、今回参考資料で出たものには見出しがついていたようなので、見出しをつけたほうが分かりやすいかなという気がしています。そういう意見です。

以上、大きくは2点です。

区側

委員ご指摘の第6条と第24条の3の関係の表記ずれ、「のみ」がつくのかつかないのかというところについては、いただきましたご意見を踏まえてもうちょっと精査をさせていただければと思います。

3点目の24条の2と3の表題をつけるか否かというところでございますが、そこは標準特記仕様書ですとタイトルがついておりますので、3-9で表記を足す必要性があるのかなという認識です。

第6条の括弧とじが抜けているという点についても訂正が必要ですので、それは追加させていただきます。

会長

よろしいでしょうか。

委員

結構です。よろしくお願いします。

会長

では、次の委員、お願いいたします。

委員

私からは、先ほども申し上げたんですけれども、これまで度々同様のシステム更改とクラウド化に伴う外部委託及び電子計算書式の外部結合についてを審議してきましたが、あとどれぐらいのシステムが同様の審議を必要としているのか。全て一括して審議できないのかと思うんですね。審議項目が今回みたいに多いし、今後これから少なくするとか、審議時間を端的にするということを考えていただきたいと思います。

それから、これまで同様の案件であれば、資料内容を全て同じにしていただきたいと思います。記載順序がばらばらで内容にも一貫性がないので、分かりにくいです。比較がしづらい。

それから、今回は外部結合に関する説明が抜けていると思います。

会長 お願いいたします。

区側 委員ご指摘のとおり、表現の記載内容が多少違うというところで、今回全ての案件がクラウドを使っておりまして、我々もできるだけ表現をそろえていきたいと、今回審議をさせていただく中で把握できたというところです。今後、クラウドに伴う案件の審議が必要な場合については表現を統一していく、必要な事項がどういったことなのかを端的に見られるようにですね、ご審議の時間を大分いただいてしまうことも多々ありますので、そういった表現の統一はしていきたいと思っているところです。

最初のご質問の、同様のクラウドの案件がほかにどのぐらいあるのかというところについてですが、現在、区でその数値を把握してございません。ですので、今後、現在のオンプレ、いわゆる区役所の中にあるシステムをクラウドにしていくものがどれだけあるのか、まだまだ見えていないんですけれども、同様のクラウドの案件について一括でのご審議が許されるのかどうか、ちょっと我々としてもよく精査をして、またそういう形でご審議をお願いするのであれば、そのような形でご審議させていただいた上でご了承いただければと思っていますが、当課としては1件1件クラウドの状況が違うというところを踏まえて、1件1件かけさせていただいているのが今の実情です。今後のかけ方については、また精査いたしまして、皆様にご相談させていただければと思います。

会長 私からも、今回似たような例が多く、かつ同一の用語について度々資料の中に注釈が出て くるということがありましたので、一括して用語集という形でまとめて配付をしてほしいと お願いして、皆様に配付して、できるだけ資料のペーパーレス化とか統一化を図るようにと いうことは区の方にお願いしてまいっているところでございます。貴重なご指摘ありがとう ございます。

委員、回答はこれでよろしいでしょうか。

委員 | 今回の外部結合に関する資料は、ちょっと抜けていたということでよろしいわけですね。

会長 その点、区側から説明を、お願いします。

区側 お手元の資料3-4をお開きいただきたいと存じます。項目7の諮問の必要性のところを ご覧いただきたいのですが、2行目、電子計算組織を結合し個人情報を処理することを諮問 してございますので、こちらの形で外部結合につきましてはご説明さしあげたということで、 ご理解いただければと思います。

会長 委員、いかがでしょうか。

委員 以前は外部結合という別項目で説明がつけられていたので、今回それが抜けているという ことは外部結合がないのかなと思ったんですけれども、はっきりと上のタイトルのところに 外部結合と書いてあるわけですから、外部結合をどういうふうにするかということの説明も

いただきたかったなと思います。

会長 ありがとうございます。外部結合をどうするかということについて、一応、説明できるようであれば、今、説明していただいたほうがよろしいかと思いますが。

お願いします。

区側 同じく資料3-4で、今後の予定のところを見ますと、2行目でございますが、令和5年4月から8月にかけましてシステムの構築を行います。その中で外部結合に係る詳細をこれまでに決めていこうという考えでございますので、現在、委員がご指摘いただきました、外部結合に関する詳細につきましては、まだこれから精査していくものということとさせていただいているところでございます。

区側 本件審議会資料3の内容につきまして、外部結合という表題をつけさせていただいている中で、資料3-1の、システムの概要、「パッケージサービス(SaaS)による構築を前提とし」というところから始まりまして、4番、情報セキュリティ対策等に記載のこちらについては、外部結合を前提とした記述とさせていただいているところでございます。言葉としてここら辺に明確に外部結合という記述がないというのは委員ご指摘のとおりでございますので、そこら辺が明確になるように、資料は今後作り込みをさせていただければと思います。また、外部結合を端的に示す事業といたしまして、資料3の7ページ、データセンターを使ってやりますというような絵がありますので、こちらも参考にしていただけると助かります。

会長 委員、いかがでしょうか。

委員 | 結構です。ありがとうございました。

会長 皆様、よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。投票機能を使用して投票をお願いいたします。 3 分間の時間 がございますので、賛成か反対か、回答をお願いいたします。

投票開始の表示が出てまいりましたら、はいを押して投票してください。よろしくお願い いたします。

それでは、開始いたします。

(投票)

会長 | 採決の状況をお伝えください。

区側 賛成が18、反対がゼロでございます。

会長 ありがとうございました。 賛成 18名でございますので、本件諮問については承認といた します。 ありがとうございました。

### (4) 車載カメラによる舗装点検システムにおける個人情報の取扱いについて

会長 次に、諮問事項(4)車載カメラによる舗装点検システムにおける個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いします

区側 (資料により説明)(約9分)

会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら お願いします。

委員、お願いします。

委員 どうもありがとうございます。大変画期的なもののように思いました。

それで、1の諮問事項と違いまして、スケジュールがきちんと書いてあるということも踏まえての質問ということなんですが、まず1つは、ほかの区などでもこのやり方を既に取っているということがあるのか、あるいは目黒区が初めて、先ほどの協力するところと共にやることが初めての試みという形になるのかどうかを1点お伺いしたい。

それから、諮問事項 (1) のところでもありましたように、本格稼働をするに当たっては費用対効果がもう一つ問題になるのだというお話がありましたけれども、このコンソーシアムの貸与、無償は1か月間で、本格稼働のときにはどの程度のお金がかかるかというようなことは、もう既に見通しがついているので本格稼働という形で取り組んでいるというそういう受け止めでよろしいのかどうか、ということをお伺いしたいと思います。

会長 お願いいたします。

区側 まず1点目の、ほかの自治体との取組状況でございますが、東京都の建設局におきまして は現在同様のシステムを使いまして試行しているところでございます。他の23区で言いま すと、品川区でも同様のシステムを使って取組を進めていると聞いてございます。

2点目の費用対効果でございますが、まずこちらのコンソーシアムに参加するに当たってですね、年会費、それと路線の評価、撮った画像について評価するコスト、それとドライブレコーダー等の貸与、例えば2台で行った場合の金額につきましては年間191万1,000円というコストになります。これを比較いたしまして、費用対効果についても今後検証してまいりたいというふうに考えております。

会長 | 委員、いかがでしょうか。

委員 いいです。ありがとうございます。

会長 それでは、次の委員お願いします。

委員 ちょっと確認なんですけれども、資料4-3の下のほうに、区のサーバに必要が生じた場合は一時保存、その後、期限を設けて削除するとありますけれども、必要が生じていないデータに関してはどのように削除するのか教えてください。

会長 お願いします。

区側

区のサーバで確認する内容につきましては、舗装の画像データ等を確認する場合にダウンロードして確認してまいります。個人情報が含まれる場合のデータについては、ダウンロードは行いません。撮った画像データにつきましては、今回のシステムは画像を撮ってそれを同じ場所で蓄積していくということで、路線の評価、今後の評価のこともありますので、撮った画像を削除するということは行いません。

委員

ありがとうございます。

会長

次の委員、先にお願いします。

委員

2点お願いいたします。1点目は先ほどの委員と重なるかもしれないんですが、結局デバイス貸与は試行期間中だけだと。本格稼働になり導入した場合には、そのデバイスは区が契約に基づき借りるという形になるでしょうか。

会長

お願いします。

区側

デバイスでございますが、お話しいただきましたとおり、今回の1か月の試行期間については無償にてスマートフォンを1機貸与していただけるというものでございます。

今後のデバイスの貸与につきましては、スマートフォンとドライブレコーダーの2つのやり方がありまして、区では今、ドライブレコーダーを設置しての本格稼働に向けて考えております。コストといたしましては、ドライブレコーダー1台につき月1万4,000円のコストがかかります。

導入する台数でございますが、今回ご了承いただければ1か月間試行をしてまいりますので、職員で走行できる距離等を鑑みながら、入れる車両についても検証してまいりたいと考えております。

委員

ありがとうございます。そうしますと、いわゆる送信端末は区側が持っているということで、送信端末のデータは区のほうにあるんだという位置付けの事業でよろしいでしょうか。

区側

デバイス自体はドライブレコーダーやスマートフォンなのですが、撮影したデータ自体は 資料4-2にありますとおり撮影した時点で真ん中のクラウドに送信してしまいますので、 デバイス自体にデータが残るものではございません。

委員

そこは説明があったので。要は、コンソーシアムのほうに行ってしまうわけですよね。

区側

はい。

委員

で、ちょっと確認したいのは次からなんですが、未定だということなんですが、モザイク 処理される機能が実現する、秋には導入するみたいですが、そうすると、これは復元可能な モザイク処理なんでしょうか。それとも、1回モザイク処理すると復元はできない、つまり 相手方にデータを送ったら自動的にモザイク処理されてしまって、相手方の手元にあるのは モザイク処理をした後の個人情報がないデータしかないという仕組みになるんでしょうか。

会長

お願いします。

区側

モザイク処理が復元可能かどうかという点でございますが、ちょっとそこまでは確認できておりませんので……。

委員

分かりました。あの……。

区側

ただ、モザイク処理については、聞いている範囲ではやっぱり100%できるというものではないというふうに聞いております。完璧にできるというものではないと聞いておりますので、資料にありますとおり、ダウンロードは行わずに取扱いはクラウド内のみ、ダウンロード及び保管は行わないという扱いで進めてまいりたいというふうに考えております。

委員

分かりました。質問の趣旨は、モザイク処理をして復元不可能であるということになれば、いわゆる送信端末のデータが区からモザイク処理をされたデータとして相手方に行く。要は個人情報などの非公開情報のないデータを相手に行政情報として提供するという位置付けだけの事業かなと考えたんですね。

ただ、まだそこのところは、今のお話ですとモザイク処理が完璧ではないという可能性があって、要は向こうのデータベースの中で個人情報が残る可能性がある事業だよということで理解してよろしいということですね。

区側

はい。委員お話しいただいたとおりでございます。

委員

分かりました。では、そういうものだと考えておきます。

もう一点。資料4-4の8の(2)、「道路の損傷箇所の映像は原則公開を行わない」という形で書いてあるんですが、これはなぜなのか。つまり、根拠として情報公開条例上の根拠条文が何かあるのか、もしくは、何かこの審議会で承認をされて決まるのか、そこら辺のところをちょっと教えていただけますか。

区側

道路の、今回撮影する画像につきましては、基本的には路面を中心に撮影してクラウドに送るものなんですけれども、個人情報以外に、沿道の表札以外の情報も映ってしまう。個人情報も含めてなんですけれども、そういうところから原則公開を行わないという取扱いにしているところでございます。

委員

よろしいでしょうか。今の説明ではちょっとおかしいと思うんです。つまり、個人情報だけ外して公開すればいいのであって、全体を駄目にする理由にはならないと思うんですね。何らかの事情があってその情報が必要だよという情報公開があったときにどう対応するのかというのが、映像ですからちょっと難しいのかなという気がしますが、でも、先ほどからの説明では、モザイク処理をしてしまえば個人情報が映らない形での映像として出てくる、それが手に入るんじゃないかと。そうすると、同様な対応により、原則公開してもおかしくないんじゃないかと思うんです。情報公開制度との関係で何か矛盾してるような気がするんですが、いかがでしょうか。

会長

どうぞ。

区側

個人情報を伴わない情報につきましては、こちらの資料については原則公開を行わないと なっておりますが、公開する方向で考えたいと思います。 委員

情報公開制度に基づいてやっていただければと思います。

会長

ありがとうございます。 次の委員、お願いします。

委員

ありがとうございます。今、委員からお話があったところと同じで、モザイク処理が完全 じゃないということなので個人情報として扱いますというご説明なのかと思うんですけれど も、そういった場合、コンソーシアムのほうでは個人情報として扱うという理解でよろしい んでしょうかということ。その場合も管理運用を適切にやっていただく必要があると思いま すので、そこをよくお願いしたいと思います。

会長

どうぞ。

区側

コンソーシアムの情報の扱いですけれども、個人情報として扱ってまいります。

それと、こちらの管理体制でございますが、資料4-3に記載のとおり、区の管理体制として管理責任者を指定しまして、あと、クラウドにアクセスできる者を限定するなど、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

委員

区の管理体制を書いていただいてるんですけど、コンソーシアム側の情報管理の体制、個人情報を扱うという意味で大事だなと思った次第です。

区側

資料4-3と4にかけてですけれども、4-3の一番下のところの、「個人情報が含まれるデータのダウンロードは行わない。また、コンソーシアムの画像データの取扱いは、クラウド内のみとし、ダウンロード及び保管は行わない」という扱いで、今回試行したいというふうに考えております。

委員

データの扱いということはそうなんですけど、例えば、目的外で利用しないだとか、そういう個人情報の取扱いに配慮していただく必要があると思いますので、そこも併せてコンソーシアムのほうに、まあ、間違いないと思いますけれども、徹底いただければと思います。

区側

はい。目的外の使用がないように、試行に当たってはコンソーシアムと約束事を取り交わ したいと考えております。

ありがとうございます。

委員

お願いします。

会長

委員、手が挙がってらっしゃいますけれども、ご発言ありますでしょうか。

委員

ごめんなさい、消し忘れました。

会長

ありがとうございます。それでは、採決に移ります。

投票機能を利用しますので、賛成か反対か、ご回答をお願いいたします。投票開始の表示 が出てまいりましたら、はいを押してください。そうすると投票ができるようになります。 それでは、開始いたします。

(投票)

会長 採決の状況をお伝えください。

区側 賛成が18、反対がゼロです。

会長 ありがとうございます。 賛成18名でございますので、本件諮問については承認といたします。 どうもありがとうございました。

区側 ありがとうございます。

会長 予定の時間まで残り3分なんですけれども、まだ諮問が1件、報告事項が4件残っております。大変申し訳ないのですけれども、17時を若干過ぎて委員会を続けさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。17時までで予定を組んでいて、どうしても抜けなければならないという場合は、退出していただいて結構でございます。

よろしゅうございますか。

委員 大丈夫です。

会長 ありがとうございます。

#### (5) 道路等の通報システムにおける個人情報の取扱いについて

会長 それでは諮問事項(5)道路等の通行システムにおける個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いします。

区側 (資料により説明)(約9分)

会長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございました らお願いいたします。

まず委員、お願いします。

委員 資料 5 - 1 の 2 の概要のところに、通報者の連絡先情報ということで、氏名、電話番号、アカウント名とあります。資料 5 - 5 のところに、上の段の真ん中のところに、電話番号と通報された方のお名前と、ここは住所と書いてあるんですけれども、アカウント名なのか住所なのか、書かれているこの 3 つの情報を取得するという理由を教えていただきたいと思います。

区側 個人情報の取得の内容でございますけれども、まず、連絡先については、電話番号については必須としようということで、庁内で検討会を設置したときにそういうふうに決めてまいりました。これはLINE情報で位置情報を送信しても、場合によっては、やはり道路が1路線、2路線ずれてくるという状況が他の自治体でもあるということでございます。場所が

分からないのでこちらに電話してくださいというやり方はあると思うんですが、それでは区 民サービスの向上にならないねといこうとで検討会で話になりまして、必ず連絡先だけ、名 前と住所は任意にしたとしても、必ず連絡先だけは把握して、こちらから電話するようにし ようということで考えております。

あと、アカウント名については、送られた内容でアカウント名が取得されてしまう、通知が来た時点でアカウント名がそこに出てしまうということで、否が応でも取得してしまうことの情報の1つになりますので、それで個人情報として入れているものでございます。

会長 住所についてはいかがでしょうか。

区側 住所は必要に応じて、任意なんですけれども、お聞きするということでフォームに入れているものでございます。

会長アカウント名は必須ですよね。電話番号も必須にする予定だと。

区側はい。

会長 通報者の氏名に関しては、恐らくあそこに自分の名前を入れている場合には、それが紐づけられてしまうので、氏名の問題も出てくる。

それから、資料5-5の関係で、本名が任意、アカウント名に本名を使用していない場合には自分の氏名を入力する可能性があるということで分かったんですが、ここに任意とはいえ住所も書いて送信すると。そうすると、資料5-1の2の概要の括弧のところに住所というのを入れていなくて大丈夫かどうか。

区側 | 失礼しました。漏れていましたので、住所も入ります。

会長 そこは訂正するということでよろしいですね。

区側 訂正させていただきます。

会長 委員、いかがでしょうか。

委員 はい、結構です。

委員

会長 では、次の委員、お願いします。

2点で、今委員から出たものとかぶるんですけれども、住所とかお名前が任意だということは分かったんですが、任意で入れてくださった方に対しては、何か特別対応が違うことはあるんでしょうか。正直、匿名でも通報できる、それで特に対応が変わらないのであれば、わざわざ不必要な個人情報を入手しようとなさる必要がないんじゃないかと。アカウント名と連絡先、電話番号だけでいいのではと思っちゃうんですけれども、何か対応に差があるのか、あれば教えていただきたいということ。

あと、今回、このシステムは、区道とか区の有する施設とか、そういったものの関係だと 思うんですが、これが例えば都道だった場合に対象外になるだろうと。そうなったときに、 これは都の所管なので都のほうへ通報してくださいということでは不親切だと思うので、ぜ ひ都とも連携してほしいんですが、そのときに区のほうへLINEで申請いただいたときに 使った電話番号ですとか住所、お名前というのは、東京都とか国に対して提供されたりする のか。そういった通報者の個人情報だけでなくて、例えば現場の写真で通行人の顔が写り込 んでいたりした場合に、その写真を都とか国へ提供するようなことがあり得るのか伺いたい と思います。

会長 お願いします。

区側 電話番号だけでいいじゃないかと、1点目の件なんですけれども、電話するに当たっては、相手のお名前がどうしてもやはり必要だろうと。書いていただかなくてもオーケーにはするんですけれども、そういったことで、最低限の礼儀として、やっぱりお名前だけは、任意ですけれども聞いておこうというのが趣旨でございます。それで何か対応が変わるということはございません。

それと2点目でございますが、都と、または私どももそうなんですけれども、区では対応できない内容のものについては、通報してくれた方の了解が得られれば、連絡先ですとか、送っていただいた画像についても他の自治体とか他の管理者に送って、連携は図ってまいりたいと考えております。

委員 ありがとうございました。結構です。

会長 続いて、次の委員、お願いします。

委員 ありがとうございます。ちょっと分からなかった点が1つなんですが、ISMAP認証を受けたクラウドサービスを使いますということなんですけど、LINEって、ISMAPの認証は受けていないと思うんです。違うサービスを使う、組み合わせるという意味でしょうか。

会長 お願いします。

区側 資料 5-5 をご覧いただきたいと思います。今回の通報システムの入り口のツールはLINEなんですけれども、おおもとのシステムが紙面の上側、GovTechExpress と書いてあるところがあると思うんですけれども、こちらがLINEを入り口として使って、こちらのGovTechがISMAPの認証を取っているというものでございます。なので個人情報、取得する電話番号、住所、名前等についても、LINE社には行かずにGovTechExpressのほうに入るという形でございます。この会社が取得しているといったものでございます。

委員 GovTechExpressというところもクラウドISMAPの認証は多分受けていないのですが、セールスフォース等が使うということですか。

区側 すみません。委員がお話しいただきましたセールスフォースというところが認証を取って 運用しているというところでございます。失礼いたしました。

委員 そうなると、例えば技術的対策のデータ保管のところに通報システムサービス提供事業者 が管理しているデータベースに保管されるとあるんですけれども、これは誰のことなのかと か、あと、開発事業者って、もしかしていろんな人、違う人がいるんじゃないのかなという のが分からなくなっているので、クラウドサービス提供事業者というのはまた違う人なのか とか、そこが純粋に分からなくなってしまったんですけれども、どういう整理でしょうか。

区側 今、委員から説明がありましたセールスフォースというクラウドサービスを利用しておりまして、資料5-3の(3)、技術的対策のところのクラウドサービス提供事業者、これがいわゆるセールスフォースになります。そちらのセールスフォースが I SMAPを取得しているという形になります。

先ほど説明した、GovTechExpressという会社が開発事業者、(2)人的対策のイのところにあります、こちらの開発事業者がセールスフォースを利用して今回のGovTechExpressというシステムを開発して、それを管理しているという形になります。

委員 データが、通報システムサービス提供事業者というのは、どなたなんですか。データの保 管のところに書いてあります。

区側 通報システムサービス提供事業者というのが、先ほどご説明した開発事業者のGovTe chExpressが作成している、BotExpressという会社になります。 それが管理している日本国内のデータベースというのがセールスフォースというところで

それが管理している日本国内のデータベースというのがセールスフォースというところです。

委員 データベースはセールスフォースなんですか。

区側はい。

委員 管理はGovTechExpressが。

区側 はい。

委員 理解しました。

区側はい、申し訳ありません。

委員 セールスフォースについては I SMA Pの認証を受けているサービスですということで、 その安全性は確認済みということですか。

区側 はい、大丈夫です。

委員 分かりました。ありがとうございます。

区側 失礼しました。 会長 委員、よろしいでしょうか。 委員 はい。ありがとうございました。

会長 それでは、次の委員、お願いします。

委員 1点だけお願いいたします。

> 資料5-3、(3)のウです。今ありましたデータの保管のところに関連するんですけれど も、通報データは通報システムサービス提供事業者が管理する日本国内のデータベースに保 管されると、こう書かれています。この削除、これについては、現在試行なんですが、どの ように考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

区側 データの削除ですけれども、対応が完了した案件についてはその都度、個人情報について は削除をしてまいります。ただ、対応した場所については、今後のデータの蓄積や場所以外 の個人情報等については、都度、削除するということに考えております。

分かりました。大変細かい作業になるけれども、都度都度、対応していくということで、 委員 個人情報を管理していこうと、こういうことでよろしいですね。

区側 はい。

委員 分かりました。ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 会長 それでは、委員、また手が挙がっているようですが、何かご質問ございますでしょうか。

先ほどのご説明で、関係者のあれは分かったんですけど、LINEはデータを保存しない 委員 ことになるんでしたか。チャットの履歴はどうしても残ってしまうのかなというのがあって、 そこが分からなくて、質問です。

区側 GovTechExpressで入力する住所とかは全てGovTechに行きます。あ と、写真もGovTechに行くんですが、資料5-5の左側の位置情報、地図の情報があ りますけれども、これだけはどうしてもLINEに残ってしまうという、やり取りと、この 地図情報だけは残るというものでございます。

委員 それ以外のデータは、LINEでは保管はしませんということですね。

区側 そうでございます。

会長

委員 分かりました。ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。投票機能を利用いたしますので、これから賛成か反対かのご 投票をお願いいたします。

システム開始の表示が出てまいりましたら、「はい」を押して投票をお願いいたします。

それでは、開始いたします。

(投票)

会長

2名の方がご事情によって退席をされましたので、それを踏まえて、賛成15、反対1名 ということですので、本件諮問については承認といたします。ありがとうございました。 以上で諮問事項の審議を終了いたします。

#### 3 報告事項

(1) 個人情報保護制度の検討の進め方について

会長 続いて報告事項に移ります。

報告事項(1)個人情報保護制度の検討の進め方について区から報告を受けます。 お願いいたします。

区側 (資料により説明)(約4分)

会長 ありがとうございます。

次に、報告事項2から4については、区からまとめて報告を、委員が挙手を。

委員 1点、資料6で、今の説明で確認したいんですけど、審議会の諮問は令和4年の上半期ということになっていますけれども、条例改正が翌年の上半期、要は区議会第1回定例会だと思うんですけど、そうすると、審議会への諮問の段階では、条例案の骨子レベルはある程度出てくると、このぐらいまでは理解していいでしょうか。それとも、条例の検討はあくまでも審議会の方向性の確認があった後、条例案は詰めていくのか、条例案のスケジュールがよく分からないので教えていただけますか。

区側 ご質問の条例案の絡みでございますが、令和4年の春ぐらいに国からガイドライン等が正式に地方公共団体向けに示される予定であります。条例案をつくっていくためには、ガイドラインですとか法の解釈の運用等を踏まえた内容というところを把握していかないといけないという認識にあります。

つきましては、条例の改正案というのが、審議会への一定の考え方の答申をいただいた後 に、条例案を作成していく形を取っていこうというふうに考えているところでございます。

委員 そうすると、審議会には条例案の骨子のレベルまではまだ至らないというレベルのものが 出てくるということですね。あくまでもワーキンググループ、それから国等から出される考 え方、これに基づいて、こんな方向で行きたいよと、こういう方向だということで理解して おけばいいんですね。

区側 はい、委員がおっしゃるとおりです。

委員 分かりました。

### (2) その他

会長 それでは、報告事項2から4につきまして、区からまとめて報告を受けます。

区側 (資料により説明)(約9分)

会長 ありがとうございました。

前回に引き続き、今回もこのような漏えい事件での報告があったということを非常に残念に思います。人的な対応には限度があるということも、ダブルチェックをやっても見落としは必ず出ますので、システム的に対応できるところはきちんと対応して、次回においてはこのようなことのないように対応していただければと思います。

### 4 その他

会長 以上で、本日予定していた議題は全て終了いたしました。当初の予定を40分も超過して 大変申し訳ございませんでした。

次回の予定でございますが、令和3年12月13日月曜日、午後2時からを予定しております。なお、終了時刻につきましては、例年午後4時としているところでございますが、案件が多い場合には、本日同様、一応5時までとなる可能性もございますので、あらかじめご了承願います。

その他、事務局から連絡事項などあればお願いいたします。

区側 本日の会議録につきましては、後日、事務局で取りまとめたものを案として、出席者の方々にお送りします。届きましたら、内容の確認をお願いいたします。

先ほど、会長からもご案内いただきましたが、次回以降の年度内の審議会の日程につきま しては、事務局から早急にご案内をさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、対面での会議開催が難しい状況のときには、 その感染状況を踏まえまして、オンライン開催、又は、書面開催となる場合がございますが、 その場合には事前に会長、副会長と調整をいたしまして、事務局からご案内させていただき ます。

会長 ありがとうございます。

皆さん、長時間ご協力いただき、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を終了といたします。

どうもありがとうございました。これにて閉会といたします。

以 上